

下請契約における建設業者の社会保険等未加入対策について

各地方防衛局等で発注する建設工事においては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づく措置として、以下のとおり行うこととしますのでお知らせいたします。

(対象工事)

下請契約の請負代金の総額が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合

(措置概要)

- 受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。
- 施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認します。
- 社会保険等未加入の一次下請業者と契約した場合は、制裁金の請求等の措置をとります。
- 全ての社会保険等未加入建設業者を、建設業許可権者に通報します。

適用時期

平成27年4月1日以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

その他

当該措置に関しては、平成27年4月1日以降に入札公告に付す建設工事の「建設工事請負契約書」に記載されます。

北海道防衛局 総務部 契約課
調達部 調達計画課

電話 011-272-7513 (内線) 2343